

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
長期脱炭素電源オークションの仕組みについて			
1	第3章 募集概要	長期脱炭素電源オークションは、2050年までのカーボンニュートラル達成を見据えて、化石燃料からの脱却と再エネシフトに向けた動きを加速するしくみであるべきだ。しかし、現行のオークションは、既存石炭火力やLNG火力を維持する改修やLNG火力の新規建設を促し、原子力発電の安全対策に投資することで既設原発を維持し、時間もコストもかかる原発の新増設を促すもので、再エネシフトを促進することなく（太陽光・風力などの落札はこれまでゼロ）抜本的な見直しが必要である。 また、今回の募集要項では第二回目から、上限価格の増額、既存火力へのCCS付設備の改修、水素アンモニア混焼での可変費の追加などを変更し、既存の火力や原子力を維持温存するという誤った構造に拍車をかけるもので、非常に問題が多い。この内容で電源の募集を行うべきではない。	第7次エネルギー基本計画にもありますとおり、電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。 これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このため、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すと共に、エネルギーのベストミックスの観点から、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。
2	第3章 募集概要	脱炭素火力は、グリーン水素・グリーンアンモニア専焼に限定すべきである。また、その際、上限価格を水素やアンモニアのみ特別扱いせず、他の電源と同程度とし、コストの安いものから落札することを原則にするべきである。 また、既存火力の改修は、水素・アンモニア・CCSともに導入すべきではない。しかも、上限価格が大幅に引き上げられ、他の電源の倍以上となっており、需要家に過度な負担となる。募集量を100万kWから50万kWに引き下げているが、その全量分を再エネや蓄電池に回し、価格を安く抑えれば需要家にとっても負担は減り、その方が環境的にも経済的にも合理的である。また、既存火力に改修しても、将来的にその設備のまま水素やアンモニアの専焼にできるわけではなく、専焼専用の別の発電設備へのリプレースが必要となる。水素・アンモニアの混焼やCCS付への改修は、供給力提供開始期限が11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）としており、事実上7年間、対策がとられていない既存の火力発電所が動き続け、その後もわずかアンモニア20％程度の混焼で化石燃料がメインの燃料であることには変わらない。	また、火力発電は、温室効果ガスを排出するという課題がある一方、足下で電源構成の7割を占めるなど電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っています。したがって、トランジション手段としてのLNG火力の確保を進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく必要があります。こうした点を踏まえ、本制度では、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップを提出し、遵守してもらうことを前提に、既設の石炭火力やLNG火力をアンモニア・水素混焼等にするための改修案件を対象としています。
3	第3章 募集概要	既設原子力の安全対策投資を新規電源開発などと同等に位置づけて、原子力の再稼働・延命を図るべきではない。今回150万kWもの規模を確保しているが、既存原発安全対策は老朽原発を含む原発の延命策にほかならず、新規電源開発を促すこの制度の主旨にあわない。	また、2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫の背景として、火力発電所の休廃止が増加していることが挙げられます。こうした中で、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくためには、比較的短期に運転開始が可能な火力電源の建設を促進していくことが必要と考えております。このため、短期的な需給逼迫への対応として、2050年までの脱炭素化を条件として、LNG専焼火力を対象とすることとしています。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
4	第3章 募集概要	LNG専焼火力は対象から外すべきである。 2023～2025年度の3年間で600万kWとしていたものが、初年度で大半が落札され、追加募集枠を400万kWも増やし、合計で1000万kWにしようとしている。これらが全て稼働すれば、年間3000万トンものCO2の排出につながる懸念があり、脱炭素化に逆行している。今回、2,929,036kWものLNG専焼火力を募集量としているが、対象から外すべきである。	
5	第3章 募集概要	既設火力をCCS付火力の改修（回収率20％）を対象から外すべきである。 IPCC第6次報告書では「対策のとられた石炭火力」とは、「90％以上CO2を回収できる設備」としている。わずか20％しか回収できないような設備をつけて、残りは大気排出を継続するような設備を対象とするべきではない。	
6	第3章 募集概要	既設の火力発電所を直ちに完全に脱炭素化するのは現実的に不可能である。長期脱炭素電源オークションの対象として水素・アンモニア混焼設備、CCS設備追加の改修を対象からはすすべきである。 パリ協定の1.5℃目標を達成するには、2030年までに石炭火力の全廃、2035年までには電源の完全な脱炭素化が求められている。このため、最優先で取り組まなければならないのは、短時間で設置が可能でコストも安い再生可能エネルギーへのシフトであり、そこに投資を集中させるようなしかけが必要だ。本制度では、過去2回の結果を見ると太陽光や風力、水力に関しては応札がゼロ件だった。 石炭へのアンモニア混焼は20％と混焼率も低く設定されているので、8割分は引き続き石炭が燃料として活用され続けることになる。しかもアンモニアの製造プロセスでのCO2排出は問わず、グレーアンモニアも認めている。この場合、ほとんど削減効果がない上に、費用ばかり莫大にかかり、電気代高騰に繋がり国民負担増につながる。	
7	第3章 募集概要	LNG専焼火力は脱炭素に逆行。対象から外すべき LNG専焼火力を長期脱炭素電源オークションの対象から外すべきである。 LNGは化石燃料であり、CO2の大量排出につながる。燃焼時のみならず、生産・輸送段階でも大量のCO2を排出し、気候変動の悪化を招く。「化石燃料からの脱却」というCOP28の合意を守り、新規建設を促すべきではない。2025年のオークションで落札となれば8年後の2033年までに稼働することとなり、日本がNDCで提出した2035年60％削減、2040年73％削減という温室効果ガス削減目標の達成も危うくするものである。	
8	第3章 募集概要	長期脱炭素電源として新設を推進するのは再エネ・蓄電池に限定すべき 気候変動対策として対応しなければならないのは、CO2を排出しない再エネを増やし、再エネの割合を高めるために必要な系統増強や蓄電池などの導入を増やすことである。火力や原子力は温室効果ガス削減の効果がほとんどなく、石炭火力については、混焼やCCS付への改修をすることで、延命につながり長期に渡ってCO2の排出を引き延ばすことにつながる。「長期脱炭素電源」を増やすために、このオークションのようなしくみを使って新規電源を増やすのであれば、対象を再エネや蓄電池に限定することが必要だ。その方が費用対効果も高く、時間的にも早く脱炭素化が進む。	
9	第3章 募集概要	全体的にこれまでの倍額に、水素アンモニア混焼・専焼に関してはそれ以上の高額に設定されており、需要家の負担が考慮されていないのではないか。安価な再エネや蓄電池の導入を増やすべきで、安易に上限価格を引き上げるべきではない。	
10	第3章 募集概要	水素・アンモニア・CCSの上限価格・可変費の支援範囲について 水素・アンモニア・CCS付火力の可変費を、LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、設備利用率4割分までを応札価格に算入可能としている。経済合理性に欠け、国民負担を強いる設定に反対する。	
11	第3章 募集概要	蓄電池・揚水・LDESについて、募集上限を100万kWから80万kWに減少させるべきではない。特に蓄電池はこれまでのオークションで募集量を大幅に超えるような入札があった。募集量を減少するのではなく、むしろ増やして大量導入を進め、現在各地で問題となっている再エネ余剰電力の出力制御を止めるための対策に積極的につなげていくべきだ。	初回・第2回ともに、蓄電池・揚水は、募集上限を上回る落札容量（初回：募集上限100万kW⇒落札容量167万kW。第2回：募集上限150万kW⇒落札容量173万kW）となったことを踏まえ、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、第3回では募集上限を80万kWに減少させることが適切と考えております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
12	第3章 募集概要	水素およびアンモニアの炭素強度を評価基準として導入する必要性 長期脱炭素電源オークションは、日本の2050 年カーボンニュートラル実現に向けた制度の一つとして制定されたが、本オークションの脱炭素電源等要件では、炭素強度に関係なく二酸化炭素排出量を削減していないグレー水素・アンモニアも対象とされており、制度間の一貫性・整合性を保つと同時に制度の脱炭素効果を高めるには、炭素強度の明確な数値設定をすることが重要であるとする。 政府はすでに「水素社会推進法」において、低炭素水素の基準値を「3.4 kg-CO2e/kg-H2」、アンモニアは「0.87 kg-CO2e/kg-NH3」と定めている。本オークションにおいても、これらの低炭素水素・アンモニアの基準を入札要件として適用することで、①他制度（例：価格差に着目した支援）との整合性を確保。②事業者が脱炭素効果がより大きい低炭素水素・アンモニアへの投資へと促進することで脱炭素効果を高める。③長期的な低炭素水素・アンモニア供給市場の拡大に繋がり、国内における長期的な低炭素電源の安定供給に寄与すると考える。 将来的な支援制度強化及び見直し余地 「水素社会推進法」では、市場が経済合理性に基づき低炭素水素・アンモニアを選択できる環境の整備が必要であるとされている。その実現には、本オークションへの水素・アンモニア炭素強度基準値導入による、制度的強化が不可欠である。このような制度見直しは、カーボンプライシングや規制・制度的措置等の導入を通じて将来的な水素市場の自立化を描く政府のビジョンとも合致している。 1. 市場原理の導入 供給される水素・アンモニアに対して炭素強度基準を導入（技術的中立性を担保する水準）することで、排出削減コストを製品価格に反映した形で市場に導入でき、市場原理が機能することで政府による財政支援の縮小が可能となり、市場からの経済効率性向上効果の促進が期待できる。また、炭素強度基準は段階的に厳格化していくことが望ましい。 2. イノベーションの促進 炭素強度基準値の導入のみでは技術革新を促進するには不十分である。基準値以上の排出削減を奨励する仕組みや、基準値を段階的に厳格化する政策設計により、事業者による技術革新と費用対効果の高い排出削減を促すことが可能であるとする。 炭素強度をオークション設計に反映させることで、日本は公的資源を真に脱炭素化に資する技術へと効果的に誘導できると考える。	2050年カーボンニュートラル実現のためには、燃料製造時やライフサイクル全体でCO2を排出しない事が重要であるものの、足下では、アンモニア・水素は国内外において発電用燃料のサプライチェーンが未発達な状況です。また、国際エネルギー機関のシナリオでは、水素はグレー、ブルー、グリーンと段階的に普及し、当面は、グレー水素が水素製造量の大半を占める見通しとなっています。これらを踏まえれば、一定の初期需要を創出しつつ、供給網の構築を進め、価格低下を促していくことが重要です。 また、2022年5月に成立した「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律を改正し、グレーアンモニア・水素を含む全てのアンモニア・水素を非化石エネルギー源として位置付け、利用を促進することとしています。 これらを踏まえ、当面はグレーのアンモニア・水素を燃焼させる発電設備への新規投資も含め、「発電・供給時にCO2を排出しない電源への新規投資」を対象とすべきと考えております。
13	第4章 参加登録	参加登録申請者は、参加登録時点で保証金を支払うこととしてはどうか。 理由：落札電源の建設実現性（供給力提供可能性）の確保の観点から、参加登録申請者は、長期の供給力提供責任を負うことが望ましいと考えるため。	国の制度検討作業部会 第八次中間とりまとめにて整理されたとおり、保証金の徴収についても議論がなされましたが、保証金の設定は、「参加者の規律を保つことが重要」という意見もあった一方で、「過度に厳格となって新規参入のハードルが高くなりすぎないようにすべき」との意見があったこと、価格競争方式では長期、安定的かつ効率的な発電事業の実施の多くの要素は最終的には価格に反映されること、メインオークション・追加オークション同様にリクワイアメントを通じて電源の稼動を担保することを想定していることから、入札資格要件や保証金の設定等の検討を行っていくことを前提として、制度全体の効率性向上の観点から、まずは「価格競争方式」からスタートすることとなった経緯がございます。

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集量について			
14	第3章 募集概要	募集量がリチウムイオン電池とそれ以外で分かれておりますが、例えばリチウムイオン電池と鉛蓄電池のハイブリッドの蓄電所の場合はどちらかの区分で参加可能でしょうか？可能な場合は判断基準など明示頂けると幸いです。	ご指摘を踏まえ、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を併せて1電源（ユニット、号機）とする場合は、出力比率が最大となる蓄電池区分で応札が可能となるため、募集要綱を修正いたします。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
15	第3章 募集概要	脱炭素電源の区分（蓄電池・揚水）について、蓄電池の種別に関らず、揚水と蓄電池の募集上限を別々に設定し、揚水と蓄電池の区分を分けていただきたい。 電力を貯蔵・放出できるという電源の機能で揚水リブレース案件とリチウムイオン電池を同区分としているが、新設案件に限らずリブレース案件においても一度リブレースを行えば、リチウムイオン電池と比べ長期間にわたり安定的な供給力が提供できることが期待できる。また、揚水発電所は同期発電機として慣性力等を系統へ提供できる特性を持ち、周波数変動の緩和やガバナフリー機能を通じて電力系統の安定性に寄与する。この点において、電力の単なる貯蔵・放出にとどまる蓄電池とは異なり、揚水は系統安定性に重要な役割を果たすことから維持・強化が必要な電源である。 過去の長期脱炭素電源オークションの結果から、第1回の蓄電池・揚水は落札電源全33電源中、蓄電池が30電源を占め、第2回についても、全29電源中、27電源が蓄電池であり、揚水発電は極めて少数にとどまっている。このことから脱炭素型調整力が蓄電池という特定技術に過度に依存している実態が見て取れる。この傾向が続けば、今後、既存の揚水発電所が長期脱炭素電源オークションの落札ができず、必要な設備投資を諦め、休廃止を選択する発電事業者も出てくることも危惧される。 こうした状況を踏まえ、第7次エネルギー基本計画（P48）では、揚水発電について、「揚水発電は、再生可能エネルギー等の電力を蓄電し、需要ピーク時などに電力供給できるほか、短い応動時間で周波数変動を調整できる電源として、重要性が増している。今後も引き続き、既存設備の採算性向上に向けた設備投資促進、新規開発に向けた導入可能性調査等を進め、より一層新規投資を促していく。」と記載されている。 この基本計画に基づき脱炭素電源への新規投資を推進するべく創設した、本制度において揚水リブレースが冷遇される現状は是正されるべきである。 揚水発電所の新規開発ハードルが高いため、既存揚水をリブレースし設備を維持・強化することは、電源コストや環境負荷の低減に資するのみならず、再生可能エネルギーの導入拡大に対応した調整力・容量確保の観点からも合理性が高い。 したがって、揚水発電所のリブレースとリチウムイオン蓄電池の応札区分を分け、募集上限を別々に設定していただくことを強く要望する。	揚水と蓄電池については、両者は、いずれも調整力のある電源としてできる限り同じ土俵で競争できる環境を整備すべきであることから、募集上限を共通としております。（ただし、第3回入札においては、「揚水のリブレースとリチウムイオン蓄電池」の募集上限と「揚水の新設とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池と LDES」の募集上限を別々に設定） 今後とも落札状況も踏まえつつ、募集方法の在り方は検討してまいります。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
16	第3章 募集概要	揚水（新設を除く）と蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）が同カテゴリとなっているが、両者ではコスト構造が違う上、リチウムイオン蓄電池はセル製造国の落札容量が制限されるため、蓄電池が不利な条件と思われます。そのため揚水（新設除く）と蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）はカテゴリを分けた方が良いのでは無いですか。	
17	第3章 募集概要	既設の原子力電源の安全対策投資案件の第3回募集量は、前回の200万kWから150万kWに減少させることとされているが、既設炉の最大限活用の観点から、この上限を拡大していただきたい。 理由：第7次エネルギー基本計画において既設炉の最大限活用が記載され、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では原子力発電が総発電量の2割程度を担うことが期待されている中、既設の原子力電源の安全対策投資案件が、競争力があるにもかかわらず、設定された募集上限枠で落選する懸念がある。	既設原発の安全対策投資については、第2回では落札容量が315万kWとなり、募集上限200万kWを大きく上回ったことを踏まえ、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、第3回では募集上限を150万kWに減少させることが適切と考えております。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
18	第3章 募集概要	募集量について、脱炭素火力（水素/アンモニアの専焼/混焼、CCS付火力）をひとくくりにされているが、上限価格が低い特定の電源に支援が集中しないか。支援対象が混焼電源のみ、CCS付き火力のみ等にならないよう、偏りのない制度設計をご検討いただきたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
制度適用期間について			
19	第3章 募集概要	制度適用期間について、前年度との記載が異なっておりますが、計算方法について再度確認させていただきたく。 供給力提供開始年度が2025年度の場合、なぜ、翌年度の2026年度ではなく、2027年度が適用期間の初期となるのでしょうか？ 「供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が 2025 年度となる場合は、2027 年度）を始期として・・・」	本オークションの実運用においては、システムの構築が必要であるため、本制度の導入直後（2023年度～2025年度オークション）に落札した電源の制度適用期間は、早くとも 2027年度以降とし、それよりも早期に供給力の提供を開始する案件は、追加オークションに参加できることとされております。
20	第3章 募集概要	2. 募集内容（2）例えば、蓄電所で30年で期間を設定することは可能か。その間は容量確保契約金額を得ることは可能か。またその際、仮に25年目で供給できなくなった場合にペナルティが発生する可能性はあるか。	募集要綱第3章2. 募集内容（2）に記載の通り、20年よりも長期の制度適用期間（1年単位）を希望することも可能です。 仮に供給力を提供できなくなった場合、ペナルティが発生します。

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集電源について			
21	第3章 募集概要	103回の議事でバイオマス発電への新設、燃料転換の項目に関して、備考欄に燃料制約を記載されていますが、本内容の取扱い並びに意見のとして取り上げていく旨が議事録（※）にあったが、その見直しの議論は進んでいるのか。次回（第4回）の準備に向けて進めたいので見解を示していくべきではないか。 また、今年度で従来制度が最後になるということであれば、第3回のバイオマス発電に絡む募集容量を増加すべきではないか。 ※第103回議事要旨：バイオマスに関しては、第4回に向けての整理するとの方針に対し、改善の余地があるという話であれば整理し直しもあるかと思うので、今回はご意見として賜ることとしたい、との事であったが、次回以降に改めて議論の機会を設けて頂きたい。 また、バイオマスについては供給力不足リスクがある中で、脱炭素と供給力確保という本制度の趣旨を踏まえ、第4回に向けて丁寧な議論がなされるべきだ。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
22	第3章 募集概要	CCS付火力の新設・リブレースが本オークションの対象外となっているが、CCS付火力の新設・リブレースも候補となる可能性があり、電源種として追加することを検討いただけないか？	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
23	第3章 募集概要	リブレースの定義を教えてください。国内でのリブレースの場合はリブレースに該当するということか？例：秋田県での設備を停止して、福岡県での設備を新設する場合はリブレースに該当するか？	リブレースとは、原則として主要電気工作物を全て取り替える場合を指します。 主要電気工作物を全て取り替える予定であれば、「新設・リブレース」での応札が可能です。 主用電気工作物の定義は「主要電気工作物を構成する設備を定める告示」の火力発電所の表をご確認ください。 （参考資料）主要電気工作物を構成する設備を定める告示 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/230310shusetsubikokuzi.pdf なお、例で記載のケースは、取り替えではないためリブレースに該当しません。
24	第3章 募集概要	2. 募集内容（6）アレドックスフロー電池及びNAS電池は蓄電池に該当するか、それとも長期エネルギー貯蔵システムに該当するか。それぞれ（蓄電池と長期エネルギー貯蔵システム）の定義は何か？	国の制度検討作業部会 第二十二次中間とりまとめにて整理されたとおり、長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。 本オークションにおける蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの定義は以下のとおりとしております。 ✓蓄電池は電気化学式に該当するもの（レドックスフロー電池及びNAS電池を含む） ✓長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式に該当するもの。ただし、機械式のうち水力電源（揚水式）を除く
25	第3章 募集概要	蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）と長期エネルギー貯蔵システムについて調整力など要件が異なることから、それぞれの定義づけをしていただけますでしょうか。一般的には長期エネルギー貯蔵システムの一部として蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）が包含されている印象です	なお、上記の定義に則り蓄電池にて電源等情報の登録を行う場合に限り、蓄電池に係る事業計画を提出していただきます。
26	様式4 蓄電池に係る事業計画	本書は長期エネルギー貯蔵システムで入札する場合は提出は必要か？もし不要である場合は2の質問で確認した通り蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの区分を定義づけしていただきたい	
27	様式4 蓄電池に係る事業計画	長期エネルギー貯蔵システムについても様式4と同じ形で「長期エネルギー貯蔵システムにかかる事業計画」の提出を求めることとしてはどうか。その上で、蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムのどちらにも、国内での系統接続実績（10MW以上）や稼働実績（5年以上）、廃棄実績（1件以上）があることを求めることとしてはどうか。 理由：落札技術の実現可能性の観点から、本制度を活用する電源種（技術種）においては、一定程度の国内市場実績がある技術が望ましいと考えるため。	実績があることを要件とした場合、新規技術の導入促進の観点からは望ましくありません。このため、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
28	第3章 募集概要	今回の蓄電区分に関して、蓄電池と蓄電システム（LDES）の議論はなされていて社会実装に適したご判断とご評価をさせて頂いております。 今後の変動電源が増加し、系統用蓄電池、DC電源の増加する中で、系統システムへの影響等も鑑みた上での制度設計・例えばAC、DCでの区分変更の新設を、次回以降の制度設計の議論をした上で、変更をしていくべきではないか。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
29	第3章 募集概要	第3回の説明会で水素専焼の定義は水素混焼率90%以上の設備を設置することと理解しており、実際に水素混焼率を90%以上にすることではないという理解は正しいか？	募集要綱第3章2.募集内容(5)※6のとおり、高位発熱量ベースでアンモニア・水素を定格出力で90%以上を混焼して発電できる設備は、専焼として本オークションに参加することを認めております。 なお、専焼電源として参加する場合は、水素混焼率100%設備としてリクワイアメントが課されます。
30	第3章 募集概要	前回オークションから蓄電池の運転継続時間3h-6hが無くなり、セル製造国の落札容量制限がかかっており、さらに参入機会が限定されているのではないのでしょうか。	国の制度検討作業部会 第二十二次中間とりまとめで整理されたとおり、3時間以上6時間未満の電源は、本制度の適用を受けずに導入されている電源も一定数あることや、再エネ導入拡大や出力抑制拡大に伴い長時間の運転継続ができる電源を促進する必要性が高まっていることを踏まえ、運転継続時間が6時間以上の電源に限定して募集することとなっております。
31	第3章 募集概要	蓄電池に関しては、「運転継続時間（期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値）が6時間以上のもの」との記載があるが、運転継続時間が6時間以上のものであるという確認はどのようにして行うのか？例えば、1日のうちに3時間の充放電を2回に分けたとしても、リクワイアメントは達成したことになり、運転継続時間が6時間以上のスペックが無くても問題がない条件になっているのではないか。このような考えで機器選定を行う事業者がでることで、応札価格が不当に下がることを懸念している。	運転継続時間は、各月の上池容量又は蓄電池容量の範囲内で最大出力で連続して発電した場合に運転可能な継続時間と定義しており、1日1回連続6時間以上のものが対象になります。 そのため、対象実需給年度における各種リクワイアメントにおいて、1日1回連続6時間以上の供給力を提供できる電源としてアセスメントを行いますので、1日のうちに3時間の充放電を2回に分けたものでは、リクワイアメントは達成できないことになり、リクワイアメント未達成が継続する場合は、必要により状況を確認いたします。また、一般送配電事業者との余力活用に関する契約において、運転継続時間以上の余力を提供しているか確認いたします。
32	第3章 募集概要	P11では、2. 募集内容（1）募集量の※2で、「運転継続時間（期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値）が6時間以上のもの」となっていますが、一方で、P14の表中の安定電源の（D）の説明で、「1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る」となっています（エネ庁のガイドライン案と同じような表現）。したがって、P14をP11と齟齬がないように、「1日1回以上の運転継続時間の年平均値が6時間以上のものに限る」と修正してもらいたい。 あわせて、様式6 2頁目の（記載要領）1. の7・目のうち、「運転可能な継続時間（6以上の整数）」の箇所において、年平均値が6以上となれば、月によっては6を下回る場合があるため、「（6以上の整数）」の記載を削除してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、連続発電可能時間の年平均が6時間以上が募集対象となるため、募集要綱および期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。
33	第3章 募集概要	他の支援制度の採択を本オークション応札の前提条件とする案件について、当該他の支援制度の支援期間と差異が生じる場合は、①当該他の支援制度が終了し事業継続が困難となった場合にはペナルティ無く退出できることとするか、②一定の条件を付して（当該事由が発生した際の容量供給期間短縮など）、本オークションに応札可能とするか、柔軟な制度設計をご検討いただきたい。 例えば、本オークションの支援期間は20年間であるのに対し、水素社会推進法の価格差に着目した支援制度は支援期間が15年間となっている。当該支援制度間の支援期間の差異に伴う事業リスクは民間事業者のみ負うことは困難であると考える。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
上限価格について			
34	第 3 章 募集概要	水素・アンモニアにつき、グレーでの供給も補助を受けるように見えてしまいます。また、究極的な脱炭素を達成するうえで、グリーンからの供給を促進するべきだと考えます。そのため、グリーン・ブルー・グレーによる供給につき、上限価格の設定に差異を設けるべきかと思います（すなわち、グリーンを優遇<CI値で比較する等>）	グリーン、ブルー、グレーの燃料を混合で調達することも想定されることから、上限価格の設定に差異を設けることはしていませんが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
35	第 3 章 募集概要	2. 募集内容（6）アの長期エネルギー貯蔵システムの（※2）は何を指しているか。p. 19, 20に116,393円/年の参考になる情報が無いように思える。	長期エネルギー貯蔵システムの上限価格について、募集要綱第3章2.募集内容(6)※2に記載しておりますエリアごとの値は設定されていません。ご指摘を踏まえ、募集要綱を修正いたします。
電源等情報の登録について			
36	第4章 参加登録	木質バイオマス専焼の場合の混焼率は100%の入力で良いのでしょうか。	混焼率に係る情報は「混焼率」および「混焼率の合計値」として、電源等情報の登録受付期間中に電源等情報登録様式（D1）にてご提出ください。 「混焼率」については本年度オークションを通じて増加させる混焼率を記載し、「混焼率の合計値」については本オークションの参加有無や燃料種別によらず、既に脱炭素化された容量と本オークションを通じて脱炭素化する容量の合計に対する混焼率を記載してください。 なお、新設・リプレースのバイオマス電源として応札をする場合は「混焼率」および「混焼率の合計値」は100%となり、既設火力の改修として応札する場合は「混焼率」は本オークションを通じて増加させる混焼率となり、「混焼率の合計値」は100%となります。
37	第4章 参加登録	第3回募集要綱(案)から追加となった「CO2回収率」の入力は、CCS付火力以外も必要でしょうか。 CCS付火力以外も必要な場合は、証憑イメージのご教示お願いします。 ※証憑：敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料（発電所の構内の図面等）	「CO2回収率」は、CCS付火力として応札する場合にのみ、ご入力ください。CCS付火力以外で応札する場合は入力不要です。なお、「CO2回収率の合計値」については、本オークションを通じて改修したものによらず、応札時点のCO2回収率と今回改修するCO2回収率の合計を記載してください。
38	第4章 参加登録	第3回脱炭素電源オークションにかかわる募集要項草案を公表いただくまえに公示いただいた過去Q&A（ご回答書）についても第3回募集要項最終確定版に適用されてしまうのでしょうか？（例えば、落札後に、当初想定していた土地・場所からの変更は認められない、というような条件） すなわち、送電系統と系統圧力が同じである限り、オークションへの応札・落札後に、サイトを変更することは認められますでしょうか？	応札時に事業の実施能力や事業継続の確実性を担保するため、設置場所を含む事業計画等について各種審査を行っており、それに基づいた容量確保契約の締結が基本となりますので、落札後の設置場所の変更は原則認めておりません。 例外として、電源開発の実態を踏まえて蓄電池については、落札後に一般送配電事業者から再接続検討が必要とされ、再度取得した接続検討回答書において、工事費負担金が増額した場合、又は工期が延長して供給力提供開始期限に間に合わなくなった場合には、1 回に限り、同一一般送配電気事業者の供給区域内での設置場所の変更を認めます。なお、蓄電池に係る事業計画の変更審査が必要であり、変更後の設置場所における接続検討回答書を踏まえ、供給力提供開始期限を超えずに供給力を提供開始ができると事業者が判断した場合であって、場所変更の申請の時点で変更前の場所に係る契約申込み（当該再度取得した接続検討回答書を受領した後に行う契約申込みに限る。）をまだ行っていない場合に限ります。ただし、接続検討回答書どおりに系統連系されたにも関わらず供給力提供開始期限を超過した場合は、ペナルティが科されることとなります。 現在公開しているFAQに本内容を反映いたします。
39	第4章 参加登録	提出書類において、PCSのセキュリティ対策（JC-STAR）実施有無は太陽光・陸上風力・洋上風力に限る旨の記載があるが、安定電源での提出書類は無いということでお間違いないでしょうか。 また、変動電源のみセキュリティラベルの提出が必要な理由を教えてくださいたく存じます。	分散型電源は特に、サイバーセキュリティのリスクが指摘されていることを踏まえ、サイバーセキュリティ対策として、蓄電池、太陽光、陸上風力および洋上風力に対して、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）の★1の取得を要件としております。安定電源である蓄電池については、蓄電池に係る事業計画を通じて、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル 1）を取得していることを示す適合ラベルの提出を求めています。

No.	対象箇所	ご意見	回答
接続検討回答書について			
40	第4章 参加登録	接続検討回答書について、一般送配電事業者より接続検討不要の回答を得ておりますが、落札後に機器仕様が変更となり、接続検討が必要となった場合は、必要となった時点で接続検討を行い、接続検討回答書を提出すればよいか。	応札時点で接続検討が不要だった電源が、接続検討が必要となった場合、以降速やかに接続検討回答書を提出いただくことで問題ありません。ただし、確度の高い情報で応札されることが望ましいため、接続検討が必要に変わった理由をご説明いただく場合があります。
41	第4章 参加登録	今回の調整力電源のカテゴリー分け（6時間への変更、リチウム以外の技術の使用）について、正式に公表されたのは7月15日です。6時間への変更やNAS電池やLDESは設計インパクトも大きく、既存の接続検討結果（多くの事業者で3時間のリチウムを前提）の流用が困難であることから1回目と同様に接続検討結果の期限を1月まで猶予していただくことが公平であると考えます。	本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めています。 初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短く、間に合わないとの意見を踏まえ、初回に限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前まで提出期限を延長しました。 第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要なところ、まだ2回目であり、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源（「蓄電池・揚水」と「一般水力」）に限っては、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、提出期限を延長しました。 初回及び第2回オークションは創設間もないため特例で緩和措置を講じておりましたが、第3回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出を求めます。
42	第4章 参加登録	今回のオークションに向けては、上限価格の見直し、事業報酬率の建設期間毎の見直しおよび事後的な物価補正方法の見直しなど、経済性評価に影響する幅の広い制度見直しがおこなわれている。今回の見直しを踏まえて応札検討を開始・修正した事業者においては、応札に必要な事業検討を実施した上で接続検討依頼を行うことから、回答受領期間を考慮すると応札が困難となるため、公平性や積極的な競争を促す観点からも、昨年度と同様に、接続検討回答書の提出期日について、猶予を設けて頂きたい。	
43	第4章 参加登録	LNG専焼火力発電所の2025年度の入札を検討しております。P26-27に記載されている「※1 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。」とあります。しかしながら、現状、弊社としてはオークションへの入札への意思は強くあるものの、発電所の土地の選定において、様々な課題が数多くあり土地の選定にかなりの時間を要していることや、一般送配電事業者又は配電事業者の接続検討の依頼件数がかなり多く業務が逼迫していて回答がギリギリまたは遅延するような状況になっていることなどから、電源等情報の登録の期日までに接続検討回答書を準備できない事態が強く懸念されます。よって、電源情報等の登録の時点では接続検討依頼書の受付が完了していれば電源情報等の登録を可能として、実際のオークションの入札時までに接続検討の回答書を必要とすることとしていただきたい。それにより、土地の選定が難航している事業者がオークションにより参加しやすくなる事業者が増加するのではないのでしょうか。	
44	第4章 参加登録	電源等情報の登録時における提出書類について 募集要項において、「接続検討回答書」の提出ができない場合、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できないようになっている。 ただし、「合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。」との注釈あり。 広域機関より公表されている「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」によると、接続検討申込から申込の受付までに2か月程度、接続検討申込の受付から回答までに原則3か月以内を要すスケジュールとなっている。 当社は、このスケジュールを考慮し、余裕をもって2025年3月14日に申込を実施。しかしながら、受付が完了したのは7月7日と、「系統アクセスの流れ」で記載のあった2か月間の2倍に相当する4か月程度を要した。 スケジュールに余裕を持った申込を行ったにもかかわらず、送配電事業者側の検討に時間を要したことで、電源等情報の登録時に提出が間に合わない虞。 回答予定日は10月7日だが、万が一間に合わなかった場合、送配電事業者が検討に時間を要したことが合理的な理由に当たると考えてよいか。 送配電事業者が検討に時間を要したのは、「接続検討回答書」の提出が本オークションの参加要件になったことが影響しているのではないかと考えており、合理的だと認められない場合であっても、何かしら救済措置を設けていただけないか。 また、第3回から新たに追加された電源（長期エネルギー貯蔵システム、揚水等）に限っては、接続検討回答受領が間に合わない可能性があることから、2025/6/25の国の第二十二次とりまとめ（案）公表を起点にするなど、接続検討回答書の発行期間を考慮した提出期限の延長について、救済措置を設けていただけないか。	
45	第4章 参加登録	LNG専焼火力発電所の2025年度の入札を検討しております。P27に記載されている「・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）」とあります。しかしながら、現状、一般送配電事業者に確認したところ、接続契約の申込みには、接続検討回答書が必須である旨が確認取れました。よって、本記載内容は実状として考えられない状況と思われます。よって、電源情報等の登録の時点では接続検討依頼書の受付が完了していれば電源情報等の登録を可能として、実際のオークションの入札時までに接続検討の回答書を必要とすることとしていただきたい。それにより、接続検討回答書待ちにて電源等の登録ができない事業者がオークションにより参加しやすくなるのではないのでしょうか。	
46	第4章 参加登録	3. 電源情報の登録 接続検討申し込みから回答発効までに計5か月要すると記載がある。今回の募集要項案が出たのが2025/07/16と考えると最低でも回答獲得はそこから5か月は必要ではないか。	
47	第4章 参加登録	1個の接続検討結果を用いて、複数の電源種に電源登録することは可能でしょうか。（リチウムイオン電池とLDESなど、または揚水とLDESなど）	原則応札単位ごとに接続検討回答書を提出してください。接続検討回答書は受電地点単位で発行されるため、同一地点の複数電源を応札する場合には、複数電源を網羅している当該受電地点の接続検討回答書をご提出してください。 なお、「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」又は「長期エネルギー貯蔵システム」と「長期エネルギー貯蔵システム以外の電源種」を同一場所に併設する場合（単独で系統に接続する場合を除く。）はいずれにおいても本オークションの対象外とします。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」、「揚水式水力」若しくは「長期エネルギー貯蔵システム」の電源種のみが存在し、かつ、複数号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、その他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。
48	第4章 参加登録	3. 電源情報の登録 2023年6月21日以降の回答書で問題ないということだが、有効期限の1年が過ぎたものでも問題ないという認識でよろしいか。	募集要綱第4章3.電源等情報の登録(7)※1のとおり、2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書であれば有効期限は問いません。

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札・落札電源の決定について			
49	第4章 参加登録	「電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です」とありますが、具体例を可能であればご教示いただきたい。	過年度応札の監視結果において「応札価格に含めることが認められないと考えられる項目」の例を公表しておりますので、ご確認ください。 (今年度の制度詳細説明会においても別途ご説明予定です。) ・ 応札年度：2023年度 https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20240426001a.pdf ・ 応札年度：2024年度 https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20250428003a.pdf (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
50	第5章 応札方法	環境影響評価（自主アセス）に係る費用も合理的な費用として応札価格に織込むことは認められますでしょうか。	発電所の建設又は維持管理に必要な固定費であるとして電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができれば、応札価格に算入可能です。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
51	第5章 応札方法	2023年度応札分の募集要綱（案）意見募集に対する回答№39によると、応札価格に織り込めるコストとして工事発注や工事着手している場合においても、更なる設備投資が必要であり、供給力の提供が開始されていなければ、本オークションの対象となり得るとのことですが、落札時に既に完成している工事についても上記解釈のとおり、建設費に織り込める認識でよいか。 また、上記解釈は参加要件となっている工事（例えば揚水発電所の主要変圧器工事）にも適用されると解釈してよろしいでしょうか。	発電設備・燃料受入設備・燃料保管設備・燃料供給設備などの新たな脱炭素電源の稼働に資する設備の建設費に算入することが可能です。 詳細につきましては、長期脱炭素電源オークションガイドラインをご確認ください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
52	第5章 応札方法	募集要綱P31「応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。」とあり、第105回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会にて公表された長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）P10によると、「経年改修費（当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる設備投資のうち資本的支出の額）は、建設費として応札価格に算入する。なお、その設備・機器の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ場合は、制度適用期間に含まれる期間の比率で按分した金額に限定。」とあります。 例えば、制度適用期間を20年、供給力提供開始から12年で設備投資を行い、その価格が100万円、想定使用期間22年とした場合、経年改修費として織り込める金額は、100万円×（20-12）÷22≒36.3万円という理解でよろしいでしょうか。	募集要綱第5章(12)に記載のとおり、制度適用期間の開始は供給力提供開始年度の翌年度となります。そのうえで、設備等の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ場合には、制度適用期間に含まれる期間の比率で適切に按分してください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
53	第5章 応札方法	水素・アンモニア火力発電の燃料費支援は、LNG・石炭の燃料代との価格差部分、かつ設備利用率4割分までとありますが、その支援対象割合の引き上げを要望いたします。 根拠としては、①水素・アンモニア火力は、他の火力発電とは異なる技術的な最低出力制約があり、想定されている年間設備利用率40%を上回る可能性が高いこと（新設火力発電の最低出力の引き下げに関しても、現状、水素・アンモニア発電は技術的制約を踏まえて個別協議と整理されていると理解しております）、②調整応答指令への技術的対応可能性について、制度的に十分に把握・整理されているとは言えないこと（調整応答指令への対応のために燃料の前処理等に伴い追加コストが事業者に発生することを含め）、③低稼働率では燃料や設備の固定費負担が大きく、事業リスクが高まるため、40%の支援上限では実際の運転条件を十分カバーできない可能性があることが挙げられます。 また、日本全国で電力供給力が逼迫しつつあるなか、急激な電力需要の増加が予測されていること、加えてクリーンで安定的な電力需要が一層高まっていることも踏まえすと、脱炭素電源は単に導入されるだけでなく、可能な限り高い設備利用率・稼働率で運転されることが、国全体の安定供給と脱炭素目標達成の両面で極めて重要と考えます。	需要家負担にも配慮し、上応札価格に算入可能とする水素・アンモニア・CCS 付火力の可変費は、以下の点を考慮すれば、発電所の設備利用率4割分までとすることが適切と考えております。 ・ 足下の火力発電所の平均的な設備利用率は、石炭火力が6割弱、LNG火力が4割強だが、将来CP（炭素税）が一定の金額になれば、石炭火力とLNG火力の可変費（メリットオーダー）が逆転する可能性。 ・ 設備利用率5割分の可変費を支援対象とした場合、実際の設備利用率が5割を切れば過剰支援となる。 ・ 設備利用率3割分の可変費を支援対象とした場合、燃料の上流案件としての規模が小さくなり、案件形成が困難となるリスク。 なお、年間設備利用率が40%を上回る場合には、石炭・LNGにより焚き増しを行うことも可能です。（そのため、年間混焼率リクワイアメントも年間設備利用率40%を超える場合には緩和を行うこととしております。） ③については、本制度で固定費を支援することから、低稼働率でも固定費回収の予見可能性は確保されるものと考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
54	第5章 応札方法	バイオマス発電事業において、上限価格100,000円/年と設定いただいておりますが、バイオマス燃料（海外産）の燃料費については本100,000円/年に織り込めることはできない、との理解でよろしかったでしょうか？また、為替の変動に対する措置についても、本仕組みで吸収されえないのでしょうか？（引き続きバイオマス発電事業は一定新規開発の案件が散見されることから、当該支援なしでは案件として成立しえないことを危惧いたします）	バイオマス燃料の燃料費は応札価格に算入できません。（そのため、為替変動の補正も行いません。） (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
55	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	落札電源を決定するまでの流れをフローチャート図等で表記いただきたく存じます。	落札電源を決定するまでの流れは今後開催する制度詳細説明会にて公表いたします。

No.	対象箇所	ご意見	回答
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
56	第7章 契約条件	導入リードタイムの長い電源では、その間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高まることから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長を認めていただきたい。 理由：導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性がある。このため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが必要である。 一方、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、配慮をお願いしたい。	帰責性にかかわらず延長を認めることは、供給力提供開始期限を設定している趣旨を没却することになるため、難しいものと考えられますが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
57	第7章 契約条件	事業者へ帰責性のない事象に伴う供給力提供開始の遅延発生（供給力提供開始期限の超過）の場合は、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 理由：容量確保契約金額を容量収入として得られる期間を短縮するペナルティは、建設コストの大きい原子力では高額な減収が生じ、事業に深刻な影響を生じる懸念があるため、事業者へ帰責性のない事象に伴う遅延の場合には、容量収入が得られる期間を短縮するペナルティを削除する制度的対応を検討していただきたい。	約款の当該リクワイアメントの条項における異議申立、もしくは約款第29条第1項の不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。個別の事例を確認し、判断いたします。
58	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施により供給力提供開始の遅延（供給力提供開始期限の超過）が発生する場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する供給力提供開始の遅延が発生する場合、ペナルティとして、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間が短縮される。 自主的安全性向上に伴う遅延をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
59	第7章 契約条件	事業者へ帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。 理由：固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止にともなうペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。 また、事業者へ帰責性がなく発生する長期停止の上限(180日相当)の設定については合理的でない。大幅な収入減少が生じないような、ペナルティ基準の設計ならびに制度的な措置を検討いただきたい。 具体的には、事業者へ帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である180日相当にはカウントしないでいただきたい。 また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けるなど、急激な経営への影響を緩和する制度措置をお願いしたい。	
60	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。 自主的な安全性向上対策にかかる長期停止が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限180日相当にはカウントしないでいただきたい。 自主的安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
契約・請求・交付について			
61	第3章 募集概要	(5)オについて、プロジェクトファイナンスにより建設された電源は協議する場合があるとのことですが、協議が行われるとすればどのタイミングでしょうか。	容量確保契約締結後、容量提供事業者からの申し出に応じ協議を行います。
62	第7章 契約条件	個社と直接契約にて、市場価格と連動しない電力の相対取引を実施した場合に、どのような条件が求められるか。水素GTやCCS付火力の場合、設備の変動速度への追従性を考慮すると、安定需要とする必要があると想定され、市場価格に連動しない安定需要を確保する必要があり、相対契約も検討が必要と考えている。	市場価格との連動の有無によらず、実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、その相対契約自体が無差別規律と市場価格規律のいずれかの規律を満たしていることが求められます。 当該相対契約が規律を満たしているかについては、相対契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に電力・ガス取引監視等委員会の監視を受ける必要があります。 詳細につきましては、長期脱炭素電源オークションガイドラインをご確認ください。 （本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）
63	第7章 契約条件	資金調達コスト低減、電気料金の低減の観点から、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 理由：建設リードタイムが長く、高額な投資が必要な電源については、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
事後的な費用増加について			
64	第7章 契約条件	2.容量確保契約金額に関する調整（6） 事後的な費用増加が発生した場合の調整について、その対象を「供給力提供開始期限が10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リブレース」と定めています。 上記について、30万kW以上としている根拠が建設費の多くが千億円以上となる水準としていますが、長期脱炭素電源オークションの制度設計において、第八次中間とりまとめにある通り、巨額の初期投資の水準を初期投資額が100億円を超える水準として考え、それが想定される水準として最低入札容量を10万kWと定められた経緯を踏まえると、事後的な費用増加への対応が必要な大規模な大型電源の水準としては10万kWと考えることが当初の巨額の初期投資の水準と整合がとれたものとなります。 また供給力提供開始期限について、長期の水準について、供給力提供開始期限を7年以上とすることでLNG専焼及び水素混焼等の電源種についても対象となります。それは安定電源の脱炭素化を対象とすることになり、第7次基本計画にあるトランジション期における電力の安定化を大前提に、将来的な脱炭素電源を前提としたLNG専焼火力の新設・リブレースの取組に繋がります。	今回の措置は、落札価格を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、対象も特にその必要性が高いと考えられる「供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、（建設費の多くが千億円以上となる水準である）対象kWの送電端設備容量ベースで30万kW以上の大型電源の新設・リブレース投資」に限定することが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
65	第7章 契約条件	既設炉の最大限活用の観点から、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、既設原子力発電の安全対策投資を含めていただきたい。 理由：現行の長期脱炭素電源オークション制度および第二十二次中間とりまとめには、既設原子力発電の安全対策投資案件の事後的な費用の増加に対応する制度がない。新設・リブレースと同様に、投資金額が高額になることから、事後的な費用増加のリスクを有しており、本項制度措置の対象としていただきたい。	
66	第7章 契約条件	事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、次世代革新炉への投資促進の観点から、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉も含めていただきたい。 理由：第二十二次中間とりまとめでは、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量30万kW以上とされており、次世代革新炉であっても、30万kW未満では、制度的対応がない。現在、開発が急速に進んでいる小型モジュール炉では、建設費が1000億円を超える高額な投資になる可能性があるため、30万kW未満の次世代革新炉も対象要件に含めるべきである。	
67	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
バイオマス発電設備に係る燃料調達計画について			
68	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	年間使用数量（t/年）は発電に使用する燃料の数量を記載することとなっておりますが、添付する燃料の安定調達を確認できる書類は、年間使用数量に対して大きく上回る数量を準備しています。年間使用数量<燃料の安定調達を確認できる書類に記載の数量となっていれば問題ないと理解してよろしいでしょうか。	数量に関しては、年間使用数量≦燃料の安定調達を確認できる書類に記載の年間数量となっているのであれば、問題ありません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
69	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	事業計画策定ガイドラインを参照すると、建設資材廃棄物は「国内の森林に係る木質バイオマス」に含まれないと思われませんが、この場合、添付書類はガイドラインに記載されている資料のみで満足しますでしょうか。 （木材資源リサイクル協会との事前調整、ライフサイクルGHGを確認できる書類） → 「関係者との調整状況 様式3- 2」は不要の認識で齟齬ないでしょうか。	建設資材廃棄物の場合には、電源等情報登録時においては「1.燃料調達計画」の記載が必要となるのみであり、<添付書類>の提出は不要となります。ただし、FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第 1）で求められる書類に関し、本機関から提出の依頼があった場合には、依頼された資料について別途提出をお願いいたします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
70	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	建設資材廃棄物として申請する燃料の林野庁GLに基づく木質バイオマス証明書類は加工段階以降を添付することでよろしいでしょうか。（木質チップ加工業者の証明書類は添付可能）	建設資材廃棄物の場合は、林野庁GLに基づくバイオマス証明が発行されないことから、バイオマス証明は不要です。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
蓄電池に係る事業計画について			
セル製造国・地域について			
71	様式4 蓄電池に係る事業計画	「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします。」との記載が11頁に、「セルを製造する国・地域 ※製造する国・地域 が複数の場合は、最大の比率の国・地域を製造する国・地域」との記載が様式4にある。「セル製造国 30% 制限」は蓄電池の安定供給確保のためであり、セル製造工場の操業は、一般的に本社の意向や方針等が大きく影響する。そのため、セルを製造する国・地域とは、「製造者が製造する国・地域が複数の場合は、製造する全セルのうち最大の比率となる国・地域（任意の1箇所）」に明確化すべきではないか。	記載いただいているとおり、「セル製造国30%制限」の導入趣旨は、蓄電池の安定供給確保にあります。この点、セル製造工場の操業は、本社方針が影響することは考えられるものの、セル製造国が異なっていればサプライチェーン途絶リスクは一定程度軽減されているものと考えられるため、元案のとおりとさせていただきます。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
72	様式4 蓄電池に係る事業計画	“セルを製造する国・地域”の定義（何をもって当該国（又は地域）の製造セルとみなすか）を御教示ねがいます。	セルを製造する国・地域は、外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/）をご参照（地域：HP上の「その他の地域」）ください。なお、蓄電池に係る事業計画において、導入予定の蓄電池のメーカー・型番の確認として、蓄電システムの見積書を求めており、セル製造国は蓄電システムの見積書に記載の製造国を確認いたします。製造する国・地域が複数の場合は、製造比率の最大の国または地域をご記載ください。
73	様式4 蓄電池に係る事業計画	（1） 募集量のうち蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造 国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の 30%未満とします。とありますが、この地域とは具体的にどこの範囲を示しているでしょうか	
74	様式4 蓄電池に係る事業計画	“セルを製造する国・地域”における“地域”の定義を御教示ねがいます。また、当該“地域”を具体的かつ早期に公表ねがいます。（オークション参加にあたっての検討及び事前準備に大きく影響する可能性があるため）	
75	様式4 蓄電池に係る事業計画	セル製造国・地域について、電源登録時では提出書類無しとなっているが、どの段階でセルの生産国の信憑を提出することになるのかを教えてください。落札時における重要な情報であることを考えると電源登録時に提出することも一案と考えられる	
セル製造国30%制限について			
76	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	手順ス 落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合のセル製造国 30%制限は元の募集量400MWに対する30%のままとなるのか、それとも募集量に満たない量を考慮後のリチウムイオン蓄電池の落札量全体に対する30%となるのかどちらか	日本を除くセル製造国・地域のうち1国・地域当たりの、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の全ての落札容量の30%未満としており、募集上限に対する30%や1電源の応札容量に対する30%ではございません。
77	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	セル製造国 30%制限について複数国のセルを使用する場合、事業計画書においては最も割合の大きい国を代表して記載となっているが、約定処理においてはどのように考慮されるか、あくまで代表国のプロジェクトとして分類されるかそれとも使用比率に応じた約定処理がされるのか？	製造国・地域が複数の場合、落札電源を決定するにあたり考慮するセル製造国・地域は最大の比率の国・地域のみで、使用比率は考慮しません。
78	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	2. 募集内容（1）ア ※3の内容から必然的に日本以外のセルを使用する場合、リチウムイオン電池は120MW以上の出力で応札した場合、どんなにkW単価が安くても落札はできないという認識でよろしいか。	脱炭素電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合、募集上限を超えて落札されることがあります。そのため、日本以外のセル製造国・地域においても、必ずしも12万kW以上の電源が落札されないわけではありません。
79	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	（1） 募集量※3にて、リチウムイオン蓄電池のみ日本を除くセル製造国・地域の1国・地域あたりの落札容量が制限されていますが、例えば海外メーカーが日本国内で生産したリチウムイオン蓄電池の場合は該当するのでしょうか。	日本国内で製造されたセルを搭載したリチウムイオン蓄電池につきましては、セル製造国30%制限は対象外です。
セル製造国・地域の変更について			
80	第4章 参加登録	※7：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認められません。とあるが、使用する蓄電池については入札価格を低減するため、入札直前まで検討するものであることから、入札前●日前まで変更可能としていただけないか。もしくは同一プロジェクトで原産国が異なる入札情報を複数登録することを許可していただけないか	電源等情報の登録期間終了後、審査に合格した電源が応札対象となるため、オークションの適正な運用のため落札後まで電源等情報の変更はできません。 入札情報の複数登録は適性なオークション運営に支障をきたすためできません。その時点で最も確度の高い情報で応札してください。
81	第4章 参加登録	3.電源等情報の登録について、「セル製造国・地域(※7)」の記載が26頁に、「※7：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認められません。」との記載が27頁にある。「応札後～容量確保契約成立後～制度適用期間」の期間におけるセル製造国・地域の変更は認められない、ということの良いでしょうか？	
82	第4章 参加登録	3. 電源情報の登録 ※7 不可抗力事由により、当初の製造国からセルを供給できなくなった場合においては市場退出の選択肢しかないか。その他の国のセルから供給する選択肢はないか。	
83	様式4 蓄電池に係る事業計画	電源登録時に選択した蓄電池サプライヤーが、落札後に何らかの理由で当該国での生産を中止したり、当該生産国で代替のサプライヤーを採用できない場合は、他の生産国に変更できるでしょうか。金融機関との協議においても、例外のない生産国の制限はプロジェクトの予見性に影響があると考えられております。	応札時のセル製造国・地域に基づき、落札されるリチウムイオン蓄電池全体に対して、1国・地域あたり30%制限を設けているため、落札後のセルを製造する国・地域の変更は認められません。そのため、セル製造国・地域を変更せず供給力を提供できない場合は、市場退出となります。
84	様式4 蓄電池に係る事業計画	様式4において、バッテリーセルの生産国が複数の場合は最大の比率の国を記載することとなっておりますが、落札後に変更不可な部分は最大比率国のみとなるのでしょうか。最大比率国以外は変更可能か、それ以外の生産国も変更不可であるかご教示ください。	最大比率国以外の変更は可能です。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
85	様式4 蓄電池に係る事業計画	様式4において、バッテリーセルの生産国が複数の場合は最大の比率の国を記載することとなっておりますが、落札後にどのように調達の事実を確認するのか、ご教示いただけますか。例えば、A国40%、B国30%、C国30%の調達を前提とした場合、最大比率国をA国40%として申請をすることになるが、それ以外のB国及びC国のバッテリーセルの調達比率がA国の調達比率40%を上回っていない（B国50%、C国10%のようになっていない）ことをどのように事後的に確認されるのか、ご教示ください。	個別に確認させていただく場合があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
セル種別について			
86	様式4 蓄電池に係る事業計画	標題下の補足、および2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 落札後に再度「蓄電池に係る事業計画」を提出し、審査に合格した場合は事業計画の変更が可能と解釈できる記載がございますが、募集枠内での蓄電システム種別の変更（NaS⇒LAES、岩石蓄熱等）は可能でしょうか。可能であればその旨の補足も追記をお願いしたい。	リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、LDESの種別が変わるような変更は認められません。また、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、「蓄電池にかかる事業計画」の再審査に合格した場合、セルの種別（NAS蓄電池からレドックスフロー蓄電池など）の変更が可能です。
87	様式4 蓄電池に係る事業計画	リチウムイオン電池以外の蓄電池電源につき、電源登録時に選定した蓄電池から落札後に他の技術の蓄電池に変更は可能でしょうか。例えば電源登録時がNAS電池としており、落札後にレドックスフローに変更するなど。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池のセル製造国30%制限について			
88	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	リチウムイオン蓄電池と同じような形でリチウムイオン以外の蓄電池・LDESに対しても「日本を除く技術製造国の1国あたりの落札量は全ての落札容量の30%以下とする」を追加してはどうか。 理由：リチウムイオン以外の蓄電池・LDES技術の安定供給確保のため、サプライチェーンの途絶リスクの高い技術（日本国外で製造された技術）に大して制限を設ける（技術供給源多角化の観点を踏まえる）ことが望ましいと考えるため。	ご意見を踏まえ、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池につきましても、セルの供給源の多角化の必要性はあることから、「リチウムイオン蓄電池」と「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池」それぞれにおいて、セル製造国・地域の1国・地域あたり30%制限をかけることといたします。 LDESについては、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
89	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	リチウムイオン電池のみセル製造国の割合に制限を設けているとのことですが、非リチウムイオン電池でも製造国の偏りが生じる可能性があるため、同様の制限を検討頂ければと思います。	
メーカー見積書について			
90	様式4 蓄電池に係る事業計画	2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 添付資料1として、見積書の提出が求められていますが、見積書の記載内容に「提出先の事業者名」「納入先の住所」「製造国や輸送費」等も記載する必要性はないでしょうか。リチウムイオン電池においては、複数国に製造拠点を持つ大手海外メーカーの製造国に対し信ぴょう性を担保する対策も必要ではないでしょうか。	ご提案いただいている「製造国」について、「2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番」で求める請求書に関しては、（セルを製造する国・地域も記載すること。）としております。 「提出先の事業者名」「納入先の住所」については、通常見積書として記載されるべきものであり、改めて様式にて記載を求める必要はないと判断しております。また、「輸送費」について、各蓄電池メーカーのサプライチェーンは複雑かつ多様であり、輸送費の情報によりセルの製造国を判断する等の評価が困難であることから、様式に追記することは不要と判断しております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
91	様式4 蓄電池に係る事業計画	10月の電源情報登録時に提出する蓄電池の見積もりについて、提出後に修正することは可能でしょうか？	蓄電池に係る事業計画の2. の変更を行う場合には、見積書の提出が改めて必要となりますが、蓄電池に係る事業計画の変更を伴わない場合には、見積書の再提出は必要ありません。ただし、登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
セキュリティ対策について			
92	様式4 蓄電池に係る事業計画	“導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図”の文意が明確に分からなかったため、正確な表現や具体例で文意を御教示ねがいます。	特定の機器の組み合わせによりJC-STAR★1を取得している場合には、当該JC-STAR★1を取得している機器の組み合わせを把握し、蓄電池に係る事業計画の2. の「導入予定の蓄電池のメーカー・型番」に記載されているバッテリーマネジメントシステム・エネルギーマネジメントシステム・PCSとの整合性を確認する必要があるため、「JC-STAR★1の取得対象機器と取得内容」が分かるシステム構成図の提出をお願いしております。 JC-STAR★1のラベルのみでは、JC-STAR★1を機器単独でそれぞれ取得しているのか、特定の機器の組み合わせのシステム全体により取得しているのが不明であるため、上記構成図が必要となります。
93	様式4 蓄電池に係る事業計画	「6.セキュリティ対策」において、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の★1（レベル1）の取得が要求されています。JC-STARレベル1の取得対象機器に該当するか否かは、運用機関である情報処理推進機構（IPA）から示されている「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）★1評価ガイド（令和7年5月）」に基づいて判断されるべきと考えます。具体的には、同評価ガイドの「2.1 対象となるIoT製品（の定義）の考え方」として、「①機器が含まれている」、「②インターネットプロトコル（IP）を使用したデータの送受信機能を持つ」、「③直接・間接を問わず、インターネットにつながる」、「④購入時に具備されているセキュリティ機能を利用し、アップデート以外で後からセキュリティ機能を追加することが困難／できない」のすべてに該当することが判断基準として明示されています。従って、例えばプロトコル変換等（Modbus/TCP→CAN等）により当該機器が上位側の機器と論理的に分離されている場合は対象外と判断するべきであり、本募集要綱にその旨を明示することが望ましいと考えます。具体的には、JC-STAR★1ラベル取得対象はIPAの前記「評価ガイド」で定義される範囲である旨を本募集要綱に記載することを要望致します。	募集要綱においては、本制度におけるJC-STAR★1ラベル取得を求める対象を、「様式4_6.セキュリティ対策④」に記載しております。記載いただいているような具体的事例に関し、JC-STARレベル1の取得対象機器に該当するか否かについては、「「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）★1評価ガイド（令和7年5月）」」に基づいて各社でご判断ください。そのうえで、申請対象の機器がJC-STARの対象とならない場合には、以下の対応が必要となります。 制御システムのうち、制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合には、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度のラベルを取得する。 また、クラウド上に搭載されるためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料をご用意ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
94	様式4 蓄電池に係る事業計画	「6.セキュリティ対策」において、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の★1（レベル1）の取得が要求されています。JC-STARは、2025年3月25日から運用が開始された新たな仕組みであることから、必ずしもすべての対象機器製造業者が、要求されるドキュメント評価や実機テスト、および申請手続きを速やかに進められる状態にはないと懸念されます。製品設計の変更が必要になる場合がありうるほか、実機テストのための評価ツールを自社で保有していない場合は、外部のJC-STAR検証事業者に委託する必要があります。さらに、情報処理推進機構（IPA）への申請が短期に集中した場合、IPAでの申請内容確認作業に時間を要することも懸念されます。ついては、社内リソースの制約等の個別因子や、IPAでの申請書確認リードタイム等の外部因子によらず公平な事業参入機会を与えて頂く観点から、電源等情報の登録受付期間である2025年10月20日～10月24日の時点では、JC-STAR★1ラベル申請がIPAに受理されていること（そのエビデンスとしてIPAが発行する「申請受付受理書兼申請手数料通知書」を添付すること）を要件とすることを要望致します。	ご提案いただいた「申請受付受理書兼申請手数料通知書」の提出だけでは、応札要件の確認方法としては不十分であることから、元案どおりとさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
95	様式4 蓄電池に係る事業計画	6.セキュリティ対策の「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★1（レベル1）の適合ラベルの提出期限について、審査に要する期間を考慮すると、電源等情報登録の期限までに完了しない可能性がございます。その場合は、例えば「応札の受付期間前の別途定める期日」までの事後提出を認める暫定措置についてご検討いただきたいと思います。 ＜参考となる過去事例＞ 応札年度2024年度において「接続検討回答書」の事後提出を2024年11月28日まで認めていただいております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/240904_boshuyoukou_long_2024.pdf（P24）	過去事例として記載いただいた「接続検討回答書」は、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要する一方で、JC-STARの審査期間の方が短いものと考えられますので、元案どおりとさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
96	様式4 蓄電池に係る事業計画	6.セキュリティ対策の「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」は、系統用蓄電池のセキュリティ要件としてグローバルに浸透している国際基準ではなく日本の独自制度であるため、海外の蓄電池メーカー等にとっては費用負担ならびに手続き負担が増加し、オークションの参入障壁となる懸念がございます。つきましては、国際的な整合性の確保と手続きの合理化を図るため、「JC-STARと同等の他の国際基準（例：「IEC 62443」や「ETSI EN 303 645）」等」による代用を可能とするよう、ご検討をお願いいたします。 ＜参考資料＞ https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/begoj90000004zgc-att/JC-STARlevel1_tekigoukizyun_hyouka.pdf https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/iot_security/pdf/20240823_2.pdf	本オークションに参加いただき落札された電源は、国内に設置されることとなります。そのため、日本におけるセキュリティ適合性評価制度である「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」を要件とすることが妥当であると考えております。 なお、当該制度は、ご指摘の基準含め国内外のセキュリティ基準の要件全体をカバーするように整理・作成されているため、基準自体は国内外の制度と整合しております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
地元調整の状況について			
97	様式4 蓄電池に係る事業計画	7. 地元調整の状況 説明の対象者に、都市の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界から100m以内）の住民・事業者とありますが、ここで言う敷地境界とは、事業候補地の現在登記されている敷地境界ではなく、今後電源設備の用地として区画予定の敷地境界（計画）と解釈して良いでしょうか。 （例：登記上一筆となっている山林を事業候補地とする場合もあるため）	ご理解のとおりです。また、航空写真等により、電源設備の用地として区画予定の敷地境界を明示していただき、添付資料8に含めてご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
98	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第7項 地元調整の状況」の記載につき、土地所有者（利権者）・立地市町村・地方自治体・住民や地元関係者からの同意を取り付けるにあたり、書面にて回答を取得することは必須でしょうか？または、上記3団体につき、連携している旨がわかる書面や証明を提示さえすればよろしいでしょうか？	書面による回答入手が必須ではありませんが、口頭による回答等の場合には、議事録を残すなどしていただき、適宜適切な証拠書類をご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
99	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第7項 地元調整の状況」の記載につき、地元関係者との折衝を行う当事者は、応札予定の事業者ではなく、外注しても差し支えなかったでしょうか？	応札事業者以外の者に外注することは問題ありませんが、添付資料8に、当該地元関係者との折衝を行う者と応札事業者との関係が分かる資料を含めてご提出ください。 ご意見を踏まえ、「蓄電池に係る事業計画」に反映します。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
100	様式4 蓄電池に係る事業計画	地元調整の状況 敷地境界とは蓄電所を含む敷地で事業者が任意に設定できると認識しているが、問題ないか。	ご理解のとおりです。また、航空写真等により、電源設備の用地として区画予定の敷地境界を明示していただき、添付資料8に含めてご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
廃棄物処理法上の広域認定について			
101	様式4 蓄電池に係る事業計画	弊社は米国製の蓄電池のセールスレップを行っております。昨年度まではリチウムイオン電池以外の蓄電池は応札のチャンスは無いと感じておりましたが、今年度より新たな枠組みとして「6時間以上でかつリチウムイオン電池以外」の枠組みが追加されましたので、リチウムイオン電池以外の蓄電池を利用した技術の参入の機会が見込めるようになりました。ただし、リチウムイオン電池以外の蓄電池に関しまして、廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑の提出期限を昨年度（第2回）と同じく2026年1月まで延長して頂く形に変更頂けませんでしょうか？昨年は6時間以上の枠組みが新たに出来た時点で猶予期間が設けられましたので、今年度はリチウムイオン電池以外の蓄電池に関しても同じ猶予期間を設けて頂くことが適切ではないかと思いますが如何でしょうか？昨年度と同じ条件がフェアであると考えます。	第2回オークションにおいてもリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に関して廃棄物処理法上の広域認定の取得を求めておりましたので、第3回については電源等情報の登録期間中に証憑を提出していただきます。なお、LOIで代替することはできません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
102	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第8項 廃棄物処理法上の広域認定取得」の記載につき、当該認証に関わる証明は、リチウムイオン電池以外で申請する場合でもあてはまりますでしょうか？2026年1月末の応札期限までに、最大限努力する旨のLOIを提示することで要件を満たしますでしょうか？	
レジリエンスについて			
103	様式4 蓄電池に係る事業計画	「9.レジリエンス」において、「代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容」を示すことが求められています。実際に蓄電池システムの電池部に不具合が発生した場合、一般にセル単位ではなくモジュール単位で交換し、復旧させることになります。従って、当該項目に記載されている「蓄電システムに異常が見つかった場合に備え」る目的からは、蓄電池セルが迅速に供給される（生産能力を有する）ことよりも、蓄電池モジュールの迅速な供給が可能な体制を有していることが求められます。また、平均故障間隔（MTBF）等の観点からは、蓄電池システムに一般的に装備されるHVAC（空調システム）に異常が生じる頻度が高い点なども考慮し、技術的観点からも妥当な供給体制であることが求められます。 一方、第3章の「電源等情報の登録」において、リチウムイオン蓄電池に限った登録項目としてセル製造国の回答が求められており、かつ、日本を除く（リチウムイオン電池セル製造国の1国当たりの蓄電池（リチウムイオン電池に限る。）の落札容量の上限を、全ての落札容量の30%とする規定が設けられていることから、貿易安全保障の観点でのレジリエンスは同規定によってすでに考慮されていると理解されます。従って、「9.レジリエンス」において、蓄電池システムの主要部品として「蓄電池セル、PCS」を提示する合理的理由はないと考えます。具体的には、「9.レジリエンス」中の「電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）」の記述から、「（蓄電池セル、PCS）」を削除するとともに、審査プロセスにおいても蓄電池セルやPCSの供給体制に偏重しない審査基準の適用を要望致します。	日本を除くセル製造国の1国当たりの蓄電池（リチウムイオン電池に限る。）の落札容量の上限を全ての落札容量の30%とする規定については、リチウムイオン電池の調達が特定の国・地域に過度に依存する経済安全保障上のリスクを低減することを目的としておりますが、「9.レジリエンス」における「代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点」については当該蓄電所の異常発生時に代替となる主要部品を迅速に供給でき早期復旧を可能とすることを目的としており、異なる観点を合理的に考慮しているものと考えております。 「9.レジリエンス」における主要部品の対象について、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
期待容量の登録について			
104	第4章 参加登録	今後決定される調整係数においては、洋上風力と陸上風力を区別し、それぞれ実態を参考とした調整係数とされたい。	メインオークションにおきましては洋上風力の調整係数算定に資する稼働実績が得られたタイミングにて整理する方針となっており、本オークションにおきまして頂いたご意見は今後の制度検討の参考にさせていただきます。
105	第4章 参加登録	系統用蓄電池に関わる全てのTSO（送電事業者）につき、調整係数を確認できるのでしょうか？	エリアごとの調整係数につきまして、広域機関HPにて公表していますのでご確認ください。
106	様式6 期待容量等算定諸元一覧	以下の通り記載を修正いただけないか。 【修正案（削除：赤字、追記：青字）】 ※運用のリスクの例 下池の制約、劣化による容量低下、早期連系追加対策による充電制限（時間・量）、充放電時の電流量、充放電可能量（kWh）、満充電維持時間、充放電サイクル数（1日1サイクル未満）による制約等。なお、満充電からの全量放電、全量放電からの満充電までの充放電量を 1 サイクルと見做しますすほか、契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に 1 日 1 サイクルを超える場合があります。 【意見】 長期脱炭素電源オークションの意義は2050 年カーボンニュートラルの実現に資することと理解している。 その中で蓄電池に期待される役割として、再生可能エネルギーの出力抑制が必要となるような時期に発電量を充電により吸収し再生可能エネルギーの発電量を最大限有効活用することが重要であると同時に、調整機能を発揮することも重要と認識している。 ここで、再生可能エネルギーの余剰発電量が多い時期に期待容量全量分の充電を行いつつ、GF・LFCといった調整機能を発揮した場合、1日の充放電量の総量が1サイクル分を超える場合があります。 この役割を前提に蓄電池を構築する事業者とそうではない事業者が混在した場合、設備投資コストにも影響がでるため公平なオークションとならない懸念がある。 こういった経緯から、2024年度の制度詳細説明会QAでは「契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に 1 日 1 サイクルを超える場合があります」と記載をいただいたものと認識している。今回、昨年度QA内容をあらためて募集要項にも反映いただく際にも、期待される役割が明確化されるよう同様の記載をしてはどうか。	ご指摘を踏まえ、余力活用契約における蓄電池のサイクル数の扱いを明確化するよう、期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。
107	様式6 期待容量等算定諸元一覧	水力（貯水式・調整式）の様式6、記載要領1.において、「発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源となります。」との記載が追加されております。本記載について、本文の13,14Pの 安定電源の要件においては、「設備容量（送電端）が3万kW以上の安定的な供給力を提供するもの」であることから、主旨の明確化のため、以下の通り修正してはどうか。 「発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、設備容量（送電端）が30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源となります。」 本文を踏まえると上記認識と想定しておりますが、仮に応札容量30,000万kWの前後で安定電源と変動電源の区分を見直すという趣旨で有る場合、その変更となった理由および根拠について教示頂きたい。	ご理解のとおり、安定電源と変動電源は、安定的に供給力を提供できるかどうかで区分しており、応札容量が3万kWを満たすか満たさないかではございません。ご指摘を踏まえ、期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。